

介護老人保健施設 田沢の郷 利用料金表

入所利用料 多床室（1割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	777	826	889	941	991
食費	1,600（第3段階② 1,360、第3段階① 650、第2段階 390、第1段階 300）				
居住費	697（第3段階 430、第2段階 430、第1段階 0）				
夜勤職員配置加算 ※1	24	24	24	24	24
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※2	18	18	18	18	18
1日あたりの利用料金	3,116	3,165	3,228	3,280	3,330
1月あたりの利用料金	93,480	94,950	96,840	98,400	99,900
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)※3	1月の介護サービス費の合計の1,000分の75				

入所利用料 個室（1割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	703	748	812	865	913
食費	1,600（第3段階② 1,360、第3段階① 650、第2段階 390、第1段階 300）				
居住費	1,728（第3段階 1,370、第2段階 550、第1段階 550）				
夜勤職員配置加算 ※1	24	24	24	24	24
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※2	18	18	18	18	18
1日あたりの利用料金	4,073	4,118	4,182	4,235	4,283
1月あたりの利用料金	122,190	123,540	125,460	127,050	128,490
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)※3	1月の介護サービス費の合計の1,000分の75				

その他の加算（1割負担）

（単位；円）

初期加算(Ⅱ)（30日間） ※4	30	30	30	30	30
外泊時費用 ※5	362	362	362	362	362
療養食加算 ※6	1食あたり 6	1食あたり 6	1食あたり 6	1食あたり 6	1食あたり 6
若年性認知症入所者受入加算 ※7	120	120	120	120	120
新興感染症等施設療養費 ※8	240	240	240	240	240
ターミナルケア加算 ※9	死亡日当日 1,900、前日及び前々日 910、以前4日以上30日以下 160、以前31日以上45日以下 72				

【別表 - 1の利用料項目※1～9の内約】

- ※1 当施設では1日平均夜勤職員数5名以上で職員を配置しております。1日につき算定します。
- ※2 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合に、1日につき算定します。
- ※3 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の75に相当する額が、1月につき加算されます。
- ※4 入所した日から30日以内の期間について、1日につき算定します。
- ※5 居宅に外泊した場合、介護サービス費に代わり、1月に6日を限度として、1日につき算定します。外泊の初日及び最終日は算定しません（外泊時も居住費は発生します）。
- ※6 入所者の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、1食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。
- ※7 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、1日につき算定します。
- ※8 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者に対し、適切な感染対応を行った上でサービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定します。
- ※9 医師が回復の見込みがないと診断した入所者について、入所者又はその家族の同意を得て、ターミナルケアに係る計画を作成し、ターミナルケアが行われた場合、死亡日以前45日を上限として算定します。

入所利用料 多床室（2割負担）

(単位；円)

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	1,554	1,652	1,778	1,882	1,982
食費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
居住費	697	697	697	697	697
夜勤職員配置加算 ※1	48	48	48	48	48
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※2	36	36	36	36	36
1日あたりの利用料金	3,935	4,033	4,159	4,263	4,363
1月あたりの利用料金	110,510	113,450	117,230	120,350	123,350
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※3	1月の介護サービス費の合計の1,000分の75				

入所利用料 個室（2割負担）

(単位；円)

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	1,406	1,496	1,624	1,730	1,826
食費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
居住費	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728
夜勤職員配置加算 ※1	48	48	48	48	48
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※2	36	36	36	36	36
1日あたりの利用料金	4,818	4,908	5,036	5,142	5,238
1月あたりの利用料金	144,540	147,240	151,080	154,260	157,140
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※3	1月の介護サービス費の合計の1,000分の75				

その他の加算（2割負担）

(単位；円)

初期加算(Ⅱ) (30日間) ※4	60	60	60	60	60
外泊時費用 ※5	724	724	724	724	724
療養食加算 ※6	1食あたり 12	1食あたり 12	1食あたり 12	1食あたり 12	1食あたり 12
新興感染症等施設療養費 ※8	480	480	480	480	480
ターミナルケア加算 ※9	死亡日当日 3,800、前日及び前々日 1,820、以前4日以上30日以下 320、以前31日以上45日以下 144				

【別表 - 1の利用料項目※1～9の内約】

- ※1 当施設では1日平均夜勤職員数5名以上で職員を配置しております。1日につき算定します。
- ※2 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合に、1日につき算定します。
- ※3 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の75に相当する額が、1月につき加算されます。
- ※4 入所した日から30日以内の期間について、1日につき算定します。
- ※5 居宅に外泊した場合、介護サービス費に代わり、1月に6日を限度として、1日につき算定します。外泊の初日及び最終日は算定しません（外泊時も居住費は発生します）。
- ※6 入所者の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、1食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。
- ※8 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者に対し、適切な感染対応を行った上でサービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定します。
- ※9 医師が回復の見込みがないと診断した入所者について、入所者又はその家族の同意を得て、ターミナルケアに係る計画を作成し、ターミナルケアが行われた場合、死亡日以前45日を上限として算定します。

入所利用料 多床室（3割負担）

(単位；円)

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	2,331	2,478	2,667	2,823	2,973
食費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
居住費	697	697	697	697	697
夜勤職員配置加算 ※1	72	72	72	72	72
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※2	54	54	54	54	54
1日あたりの利用料金	4,754	4,901	5,090	5,246	5,396
1月あたりの利用料金	135,080	139,490	145,160	149,840	154,340
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※3	1月の介護サービス費の合計の1,000分の75				

入所利用料 個室（3割負担）

(単位；円)

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	2,109	2,244	2,436	2,595	2,739
食費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
居住費	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728
夜勤職員配置加算 ※1	72	72	72	72	72
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※2	54	54	54	54	54
1日あたりの利用料金	5,563	5,698	5,890	6,049	6,193
1月あたりの利用料金	166,890	170,940	176,700	181,470	185,790
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※3	1月の介護サービス費の合計の1,000分の75				

その他の加算（3割負担）

(単位；円)

初期加算(Ⅱ) (30日間) ※4	90	90	90	90	90
外泊時費用 ※5	1,086	1,086	1,086	1,086	1,086
療養食加算 ※6	1食あたり 18	1食あたり 18	1食あたり 18	1食あたり 18	1食あたり 18
新興感染症等施設療養費 ※8	720	720	720	720	720
ターミナルケア加算 ※9	死亡日当日 5,700、前日及び前々日 2,730、以前4日以上30日以下 480、以前31日以上45日以下 216				

【別表 - 1の利用料項目※1～9の内約】

- ※1 当施設では1日平均夜勤職員数5名以上で職員を配置しております。1日につき算定します。
- ※2 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合に、1日につき算定します。
- ※3 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の75に相当する額が、1月につき加算されます。
- ※4 入所した日から30日以内の期間について、1日につき算定します。
- ※5 居宅に外泊した場合、介護サービス費に代わり、1月に6日を限度として、1日につき算定します。外泊の初日及び最終日は算定しません（外泊時も居住費は発生します）。
- ※6 入所者の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、1食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。
- ※8 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者に対し、適切な感染対応を行った上でサービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定します。
- ※9 医師が回復の見込みがないと診断した入所者について、入所者又はその家族の同意を得て、ターミナルケアに係る計画を作成し、ターミナルケアが行われた場合、死亡日以前45日を上限として算定します。

その他の料金

(単位 ; 円)

理美容代		電気代	
カット (女性)	1,900	テレビ (1ヶ月分)	300
顔そり (女性)	1,900	冷蔵庫 (1ヶ月分)	1,270
カットと顔そり (女性)	2,200	電気毛布 (1ヶ月分)	240
調髪と顔そり (男性)	2,500	文書料	
丸刈りと顔そり (男性)	2,300	入所証明書	2,200
調髪 (男性)	2,200	簡易な診断書	2,200
丸刈り (男性)	2,000	複雑な診断書	5,500
パーマ	4,300	身体障害者手帳用診断書	5,500
白髪染め	2,800	障害者年金受給用診断書	5,500
洗濯代		死亡診断書	3,300
私物洗濯代 (1ヶ月分)	4,400	※2枚目から	500
タオルケット・綿毛布	440	2人部屋利用料 (1日)	500
毛布・二枚毛布	880	インフルエンザ予防接種料	実費相当額
ドライクリーニング	実費相当額	浴衣代	3,520

※洗濯代について

『1度に回収する衣類が12点以上となる場合』は「私物洗濯代 (1ヶ月分)」とは別に、1回あたり別途550円 かかります。

当施設では、週2回の入浴・清拭時に衣類を洗濯に出します。その際、1度に出す衣類が12点以上になった場合、その都度、1回あたり550円が別途追加でかかります。